

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱

（目的）

第1条 福祉・介護人材の育成や、処遇・職場環境の改善による定着促進に取り組む福祉・介護事業者が「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言し、自らの取組について若者や求職者へ情報発信することで、福祉・介護業界への参入の促進を図ることを目的とする。

（宣言対象）

第2条 次の各号のいずれかに該当する県内に所在する者で別表に記載があるもの（以下「事業所等」という。）とする。

- （1）介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）又は老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に基づく指定又は許可を受けた事業所及び事業所を設置する法人
- （2）児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に基づく指定を受けた障害児通所・入所支援施設及び事業所を設置する法人
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）に基づく指定を受けた事業所及び事業所を設置する法人

（宣言要件）

第3条 宣言する事業所等は次の各号に記載する全ての要件を満たしていなければならない。

- （1）事業の実施に係る関係法令を遵守していること。
- （2）県や市町村の運営指導や監査等での文書指導事項について原則として改善していること。
- （3）就業規則、給与規程等を作成・書面化し職員に周知していること。
- （4）主体的に人材の確保・育成に取り組むとともに、その取組内容を県において公表することについて同意していること。

（宣言手続き）

第4条 宣言する事業所等は、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」宣言書（様式第1号）（以下「宣言書」という。）に所定の事項を記載し県に提出する。県は、提出された宣言書について内容を確認し、適当であると認めたときは受理する。

2 県は、前項の規定により宣言書を受理したときは、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」認定通知書（様式第2号）により通知する。

(宣言達成の取組)

第5条 宣言した事業所等（以下「宣言事業所等」という。）は、宣言書に記載した宣言達成のための取組を実施しなければならない。

2 宣言の取組期間は、宣言した日の属する月の翌月の初日から3年以内とする。

(宣言内容の公表)

第6条 県は、宣言事業所等の名称及び宣言書等を県のホームページに掲載し、広く県民に紹介する。

(名称・ロゴマーク)

第7条 宣言事業所等は、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」の名称及びロゴマークを使用することができる。

2 ロゴマークは次のとおりとし、取扱いについては、別に定めるロゴマーク使用取扱規程によるものとする。



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観通許証第8390号

(変更の届出)

第8条 宣言事業所等は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、その変更が生じた日から30日以内に、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」変更届出書（様式第3号）により、その旨を県に届け出るものとする。

- (1) 宣言事業所等の法人名又は事業所名
- (2) 宣言事業所等の所在地
- (3) その他、県が必要と認める事項

(宣言の更新)

第9条 取組期間終了後、引き続き「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言する事業所等は、取組期間の終了した日から起算して1ヶ月を経過するまでの間に、第4条の規定により再度手続きを行わなければならない。

(宣言の取消)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」の宣言の取消を行うことができる。

- (1) 第3条で規定する要件を満たさなくなったとき
 - (2) 第5条、前条で規定する行為を行わなかったとき
 - (3) 宣言事業所等から宣言辞退の申し出があったとき
 - (4) 宣言事業所等が解散、又は事業の廃止、休止をしたとき
 - (5) 宣言内容に虚偽又はその疑いがあるとき
 - (6) 宣言事業所等が法令や公序良俗に反する行為をしたとき
 - (7) その他、県が必要と認めるとき
- 2 県は、宣言の取消を行った場合、第6条の規定に基づき県のホームページで公開している宣言事業所等の名称及び宣言書等の情報を削除する。
- 3 取消を受けた事業所等は、第7条に規定する「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」の名称及びロゴマークを使用してはならない。

(その他)

第11条 県は、必要がある時は、宣言事業所等に対し宣言に係る資料や現地状況の確認を行うものとし、その際、宣言事業所等は協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

この要綱は、令和6年11月13日から施行する。

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

【別表】

介護サービス事業所・施設等	障がい福祉施設・サービス種別
介護医療院	施設入所支援
介護老人保健施設	福祉型障害児入所施設
介護老人福祉施設	医療型障害児入所施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅介護
特定施設入居者生活介護	重度訪問介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	同行援護
軽費老人ホーム	行動援護
養護老人ホーム	保育所等訪問支援
認知症対応型共同生活介護	居宅訪問型児童発達支援
訪問介護	生活介護
訪問入浴介護	重度障害者等包括支援
訪問看護	自立訓練(生活訓練)
訪問リハビリテーション	自立訓練(機能訓練)
居宅療養管理指導	就労移行支援
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	就労継続支援A型
夜間対応型訪問介護	就労継続支援B型
通所介護	就労定着支援
通所リハビリテーション	放課後等デイサービス
地域密着型通所介護	児童発達支援
認知症対応型通所介護	医療型児童発達支援
看護小規模多機能型居宅介護	短期入所
小規模多機能型居宅介護	療養介護
短期入所生活介護	自立生活援助
短期入所療養介護	共同生活援助(GH)
居宅介護支援	計画相談支援
福祉用具貸与	障害児相談支援
特定福祉用具販売	地域移行支援
	地域定着支援